

おおい町勤労者生活安定資金融資要綱

〔 平成18年3月3日
告示第 77号 〕

改正 平成18年5月11日告示第127号
平成20年2月7日告示第3号
平成20年5月21日告示第50号
平成21年5月25日告示第44号
平成22年4月1日告示第34-4号
平成22年7月2日告示第44号
平成23年4月1日告示第62号
平成25年2月25日告示第14号
令和5年3月6日告示第50号
令和5年3月27日告示第75号
令和6年6月28日告示第188号

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者生活安定資金の融資に関して、その事務の適性化を図り、もって勤労者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第2条 この要綱により融資を受けることができる者は、おおい町に住所を有する勤労者とする。

(原資の預託)

第3条 おおい町は、この要綱により融資するに必要な原資を北陸労働金庫に預託するものとする。

(融資総枠)

第4条 この要綱による融資総枠は、第3条に定める額と北陸労働金庫の協調する額の合計額とする。

(預託条件)

第5条 預託の条件は次の各号に定めるところによる。

- (1) 預託金の額は、毎年予算の範囲内で定める。
- (2) 預託期間は、預託を行った日から当該預託をおこなった日の属する年度の末日までとする。ただし、その末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は、土曜日及び日曜日に該当するときは、その前日とする。
- (3) 預託金の利子は、おおい町が北陸労働金庫と協議して定める。

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の定めるところによる。

- (1) 資金使途 第2条に規定する融資対象者の生活の安定と福祉の向上の為の資金
- (2) 融資限度額 1人当たり200万円以内

- (3) 融資期間 7年以内
- (4) 融資利率 融資期間3年以内 1. 8%
融資期間3年を超え7年以内 2. 1%

(融資金利情勢により利率の変更があるものとする。)

- (5) 償還方法 元利均等月賦償還
半年賦併用可 但し半年賦の割合は総融資金額の50%以内
- (6) 担保 無担保

(重複融資の禁止)

第7条 この要綱に定める融資は、同一人に対して重複することができないものとする。重複した場合には、北陸労働金庫の責任においてどちらか一方を一括繰上げ償還させるものとする。

(融資の手続)

第8条 融資を受けようとする者は、北陸労働金庫が定める申し込み書に、給与証明書を添えて直接北陸労働金庫に提出しなければならない。

(融資状況の報告)

第9条 町長は、融資額その他の融資状況を毎月20日までに様式1により報告を求めるものとする。

(調査)

第10条 町長は、地方自治法第221条第2項の規定に基づく調査をし、又は報告を徴することができる。

(預託金の返還)

第11条 町長は、預託金を受けた北陸労働金庫がこの要綱の規定に違反したときは、預託金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定める事項のほか、預託金の運用に関し必要な事項は、町長が北陸労働金庫との都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成18年3月3日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、合併前の大飯町勤労者生活安定資金融資要綱又は名田庄村勤労者生活安定資金融資要綱によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年5月11日告示第127号)

この告示は、平成18年5月11日から施行する。

附 則 (平成20年2月7日告示第3号)

この告示は、平成20年2月10日から施行する。

附 則 (平成20年5月21日告示第50号)

この告示は、平成20年6月9日から施行する。

附 則 (平成21年5月25日告示第44号)

この告示は、平成21年6月8日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第34-4号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月2日告示第44号)

この告示は、平成22年7月10日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第62号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月25日告示第14号)

この告示は、平成25年3月8日から施行する。

附 則 (令和5年3月6日告示第50号)

この告示は、令和5年3月10日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日告示第75号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月28日告示第188号)

この告示は、令和6年7月11日から施行する。